

平成 18 年度税制改正に望む

社団法人 関西経済連合会

わが国経済は、民間企業の懸命な取り組みと税制や規制改革など諸施策の後押しが相俟って、緩やかな回復過程を続けている。ただし、今後は、原油をはじめ資源価格が高止まりする一方で、製品価格への転嫁は容易でなく、企業収益が圧迫される懸念も払拭し切れていない。

また、世界では、経済成長の進展とともにグローバルな競争が一層激化し、国内では、本格的な少子高齢・人口減少社会が到来する。これらの中長期的な問題を乗り切っていく基盤づくりが今、求められている。

このような状況のなか、わが国が国際社会の安定的な発展に寄与するためには、企業、個人、地域のそれぞれが、その「活力」を十二分に発揮できるような施策を実施すべきである。足元の景気が本格的なものとなるよう税制面からも支援しつつ、「官から民へ」「国から地方へ」「組織から個人へ」という構造改革の流れを一層進展させ、中長期的な成長軌道を確立していくことが重要である。

こうした観点に立って、来年度の税制改正に関し下記の諸点を望みたい。

記

．基本的考え方

1．企業、個人、地域の「活力」向上の重視

(1) 企業：国際競争力の強化にむけたイコール・フットィングの確保

経済社会の活力の源泉は、企業の国際競争力にある。急速に進展する経済のグローバル化において、企業の国際競争力を維持・強化するとともに、海外からも経営資源を国内に誘引するためには、法人関連税制も国際的なイコール・フットィングを実現すべきである。

研究開発促進税制などの政策減税により法人実効税率は実質的に引き下がっているが、主要先進国および急速な成長を遂げているアジア諸国に比べ、法人税率は高い水準となっている。

とりわけ関西地域は、企業の生産拠点がアジア諸国へ移転し急激な産業の空洞化に見舞われてきた。円滑な産業構造の転換および経済活性化を支援するためにも、海外に比べて法人に依存した課税のあり方の見直しも含め、恒久的に実効税率を引き下げよう、抜本的な改革が必要である。

(2) 個人：将来不安の解消、生活の安心感の醸成

国民負担の全体像の提示

少子高齢社会の進展に伴う負担の増加を、国民は懸念している。しかし、同じ国民負担である税制と社会保障制度が別々に議論され、社会保障制度も年金・医療・介護と個別に見直しを進めている。制度改革の全体像が提示されているとはいいい難く、将来不安を増幅しており、国民負担の全体像の提示を急ぐべきである。

制度改革の全体像の提示とともに、行政サービスを享受するためには、国民がどう負担するのか、分かりやすい選択肢を示すことも重要である。そのためにも、できるだけ公平・透明・簡素で、国民の納得感の確保できる制度の設計が不可欠である。

少子高齢社会に適応した税制

多くの先進国では、少子高齢化に対応した取り組みに注力している。わが国でも、安心して子育てができ、安心して高齢者が生活できる社会の構築を目標として、現役世代が子供を産み・育てること、高齢者が元気に暮らせることへの環境整備を、政府はじめ国全体で支援していく必要がある。

(3) 地域：自立と自己責任の確立

地方分権の促進・徹底

地方における行政改革を徹底し、効率的な財政運営を実現するとともに、国庫補助負担金・税源移譲・地方交付税の三位一体改革を実現する。とりわけ、現在検討中の3兆円規模の税源移譲を確実に実施した上で、全国知事会など地方六団体が求める総額9兆円規模の三位一体改革に取り組むべきである。

地域活性化に向けた独自戦略の確立

企業間の競争はグローバルな規模で激化し、互いにしのぎを削る状況を呈している。税財源の移譲後を展望すれば、都市間・地域間の競争もさらにグローバル化することは確実である。地方自治体においても、広く内外から企業や人を強く惹き付けられるような魅力ある税制および諸規制の見直しなどに一層努力する必要がある。

また、社会構造の変化に伴いNPO(非営利法人)の役割は確実に高まっており、地域社会において重要な役割を果たすことが期待される。地域が独自の課題を解決する上で、NPOを十分に活用できるよう、税制面からも整備していく必要がある。

2. 中長期的な成長軌道の確保に向けた政府の構造改革

(1) 行政の役割重点化と「効率的で小さな政府」の実現

政府機関の民営化などによって、政府の役割を「政府でなければできないこと」に限定する。また、民間企業のリストラ努力を参考に、国・地方とも徹底した効率化を図り、「効率的で小さな政府」を実現すべきである。

(2) 税制・財政・社会保障・地方分権の一体改革の実施

「効率的で小さな政府」を目指した構造改革を進めるためには、税制のみならず財政や社会保障、地方分権など一体的な抜本改革が不可避である。

そこで、内閣総理大臣を議長とする経済財政諮問会議が、一体的な改革において一層のリーダーシップを発揮できるよう、中央省庁等改革基本法を改正し権限をより強化すべきである。

(3) 歳出削減と歳入増加を包含した改革プロセスの提示

危機的な財政を再建し、2010年代初頭を目途にプライマリーバランスを実現するためには、近い将来における消費税率の見直しは不可避である。しかし、税負担のあり方に関する議論のみが先行するようでは、国民から理解と納得を得ることは難しい。

まず、徹底した効率化による歳出削減を図ると同時に、わが国経済のダイナミズムを十分に引き出し、その活力向上によって増収を図るべきである。「生産性の向上」「アジア経済との連動」をキーワードに、潜在成長率を

引き上げる施策に重点的かつ戦略的な資源配分を行う。その上で、歳出・歳入の一体的な改革プロセスを提示するとともに、今後の税制改革にあたっては「活力」を維持・強化する「あるべき税制」の姿を実現すべきである。

．平成 18 年度税制改正への要望事項

1．法人税

(1) 研究開発促進税制の延長

企業の研究開発機能の充実、わが国産業の国際競争力の維持・強化にとってきわめて重要である。平成 15 年度改正によって、試験研究費総額を基準として税額控除を認める恒久措置(試験研究費総額の 8～10%)とともに、税額控除率について 3 年間の上乗せ措置(2%分)が図られた。この結果、研究開発投資は大きく増加し、経済への波及効果が大きかったことが示されている。

このため、平成 17 年度末に期限が切れる研究開発促進税制の上乗せ措置は、来年度以降も存続させるべきである。

(2) IT 投資促進税制の延長

IT(情報通信技術)の活用は、今や企業の発展・成長に必要不可欠である。平成 15 年度に創設された IT 投資促進税制では、全ての企業を対象に税額控除または特別償却が認められたため、幅広い産業分野で多くの企業が活用している。平成 17 年度末に期限が切れる IT 投資促進税制は、企業の生産性向上に寄与し経済効果も大きいため、来年度以降も存続すべきである。

なお、研究開発促進税制および IT 投資促進税制の導入により、結果として海外諸国との法人実効税率の格差は縮小している。これら 2 つの促進税制の存続期間は、法人税を含めた抜本的な税体系全般にわたる見直しの時期を目途とすべきである。

(3) 減価償却制度の見直し

償却可能限度額の見直し

現行の減価償却制度については、多くの主要国が償却可能限度額を

100%としているなか、95%までしか認めていない。国際的なイコール・フットディングを確保する観点から100%まで引き上げるべきである。

残存価額の引き下げ・法定耐用年数の見直し

残存価額についても10%としているが、主要国と同水準に引き下げるべきである。また、法定耐用年数についても、先端商品の開発競争が世界的に激化するなかで、設備の急速な劣化・陳腐化に十分対応できていない。こうした実態に適切に対応し、わが国企業が国際競争力の維持・強化に資するよう耐用年数の設定方法を柔軟化すべきである。

(4) その他

連結納税制度の見直し

連結納税制度については、平成16年3月末に連結付加税が廃止されたにもかかわらず、採用する企業が依然として増加していない。連結納税制度の適用開始・加入時の子会社の繰越欠損金の連結所得からの控除、連結グループ法人間の寄付金の損金参入を認めるなど、連結納税制度を導入しやすい条件を整えるべきである。

受取配当金の益金不算入制限の撤廃

持株率25%未満の会社からの受取配当金については、不算入制限が設けられ、益金不算入割合は50%になっている。受取配当金への課税が、二重課税である実態を踏まえ、全ての株式について100%に引き上げるべきである。

欠損金の繰戻還付不適用の解除

平成18年3月31日までの間に終了する事業年度については、欠損金の繰り戻しによる還付の不適用となっている。この不適用を解除するとともに、繰戻還付期間を現行の1年から2年に延長すべきである。

2. 国際法人課税

(1) 外国税額控除の見直し

控除限度額の拡大および控除余裕額の繰越期間の延長

企業活動が世界的規模で進展するなかで、諸外国との二重課税を排除する外国税額控除については、国際的なイコール・フットディングの視点から

見直していく必要がある。控除限度額の拡大、控除余裕額の繰越期間(現行3年)の延長など適用要件を緩和すべきである。

限度超過額の損金算入

企業活動のグローバル化に伴い、控除限度超過額の発生頻度が高まっている。外国税額は明らかに経費であり、限度額を超えて控除しきれない外国税額については損金算入が認められるべきである。

間接税額控除制度の拡張

海外投資をはじめとする企業の国際展開を一層活性化するためには、間接税額控除制度の拡張が欠かせない。間接税額控除に関する持ち株比率の要件は、現行25%から主要国と同水準の10%程度まで引き下げ、適用範囲も孫会社から曾孫会社まで拡大すべきである。

(2) 租税条約締結の促進

今後、わが国経済を発展させていくためには、成長著しいアジア諸国との経済連携の拡充が不可欠である。とりわけ、中国をはじめとする東アジア地域との結びつきが深い関西にとって、ビジネス環境の整備は地域の活性化につながる重要な問題である。平成15年11月に締結された日米租税条約並みの条約締結を東アジア諸国とも早期に実現すべきである。

3. 地方課税

(1) 土地関連税制の見直し

「流通税」の特例措置の適用期限延長

いわゆる「流通税(不動産取得税(都道府県税)および登録免許税(国税))」に係る特例措置は、平成17年度末で期限切れとなる。これにより、不動産取得税は2.7倍、登録免許税は2倍の負担増になると推計されている。

大都市圏の一部地域で地価の下げ止まり傾向が示されているが、地方においては地価の下落が依然、続いている。地域経済の再生、住宅投資の活性化の観点から特例措置の適用期限を当分の間、延長すべきである。

固定資産税の条例減額制度の負担水準見直し

平成16年度税制改正で導入された条例限度額制度により、自治体の判断で負担水準の上限を60%から70%の範囲内で設定できることになったが、

都道府県別の負担水準をみると、大阪府域内では68.8%(平成16年度)と全国で最も高い水準にある。

企業が国や地域を選ぶグローバルな競争時代にあっては、広く内外から企業誘致を図る必要がある。大阪市はじめ府内の市町村においては、徹底した歳出の効率化によって財源を捻出し、固定資産税の負担水準を60%まで引き下げるべきである。

償却資産に対する固定資産税の廃止

償却資産は、事業所得を生み出す性質を有する一方で、その生み出した事業所得に対しては、法人事業税が課されている。また、家屋以外の事業用償却資産に課税を行う国は少なく、国際的な競争力を維持するためにも、縮減・廃止を検討すべきである。

(2) 法人二税(法人住民税・法人事業税)のあり方

グローバル化が進展するなかで、地域の魅力を高めるには、法人所得課税を拡大するのではなく、個人所得課税や消費課税の役割を拡大することが、世界的な潮流である。わが国では法人税(国税)については、税率の見直しを進めてきたが、地方税である法人住民税および法人事業税についても、抜本的な税制改革の実施を目途に、廃止を含め思い切った見直しを検討すべきである。

また、全国で唯一実施されている大阪府の法人府民税の均等割の超過課税、および同税の法人税割分(標準税率5%に対し大阪府は6%)と法人事業税の超過課税については、府域内への企業誘致を妨げる懸念を有しており、早急に廃止すべきである。

(3) 寄附税制の拡充

わが国において寄付を定着させ、NPO活動などを積極的に支援することによって、文化・芸術・教育の振興などに対し、民間の多様な価値観に基づく資源配分機能を充実させるべきである。

とりわけ、福祉の充実など地域の活性化に資するNPO活動については、地方における法人課税および個人所得課税の控除制度が十分に整備されておらず、それぞれ寄附金に係る損金算入限度額および控除を拡充すべきである。

4. 環境税

環境税(地球温暖化対策税)の導入は、わが国産業界の自主的な取り組みを阻害し、エネルギー効率の低い国への生産移転を促す。こうした事態は、かえって地球規模での二酸化炭素排出量の増加を招くため、導入すべきではない。

5. 所得税

(1) 給与所得など個人所得課税の見直し

個人所得課税の控除見直しによる安易な税負担の増加は、就業者の8割を占める給与所得者を中心に個人消費を押し下げ、現役世代の活力を低下させる懸念がある。

また、給与所得など個人所得課税の見直しにあたっては、個人事業者の所得捕捉率には向上が見られるものの、依然として、給与所得者との実質的な税負担の格差は解消されていないことから、控除対象となる経費のあり方にまで踏み込んで検討すべきである。

さらに、消費税など他の税負担、および現役世代を中心に負担している社会保障負担のあり方を含め、少子高齢社会に適切に対応するために、個人の公費負担全体の中で個人所得課税の見直しを図るべきである。

なお、いわゆる三位一体改革の一環として、来年度に、所得税から個人住民税への恒久的な税源移譲が実施される。実施にあたっては、個々の納税者の負担が変動するのを極力抑制するとともに、全体として「あるべき税制」の方向性と整合的な移譲が行われることを期待したい。

(2) 定率減税の見直し

平成17年度税制改正において、「その時々を経済状況に機動的・弾力的に対応する」ことを条件に、所得税は平成18年1月から、個人住民税は平成18年6月から、それぞれ控除率を半減することが決定されている。定率減税の縮減は、実施時期の直前まで景気判断を慎重に行うとともに、さらなる見直しについては、個人所得課税のあり方などを踏まえ十分な検討を行うべきである。

(3) 退職所得控除の見直し

退職所得控除の見直しは、年金とともに退職金を生活の糧とする給与所得者の老後の生活に大きな影響を与える。見直しにあたっては、経過措置など適切な工夫を講ずるべきである。

(4) 少子化対策税制の拡充

少子高齢・人口減少社会における活力の維持・向上のために、少子化対策税制を拡充すべきである。例えば、乳幼児期に必要な育児にかかる「子育て費用」を税制面でサポートする税額控除を、また小学校から高校卒業までの「就学費用」については、控除制度をそれぞれ創設すべきである。

(5) 民間の年金・生命保険・損害保険の税制優遇措置の拡充

少子高齢社会の進展に対応して、社会保障制度の改革・整備を行うとともに、国民一人ひとりの老後や不慮の備えに対する自助努力を一層引き出すべきである。このため、民間の年金・生命保険・損害保険などについて税制優遇措置を拡充すべきである。

(6) 住宅税制の拡充

高齢社会に対応したバリアフリー化、災害に強い街づくりに資する耐震化のように、住宅の質を高めるリフォームに対するニーズは強い。住宅ストックの質を高めることは、今後の少子高齢社会にも適応したものであり、住宅リフォームに関して自己資金の一定割合を税額控除できる制度を創設すべきである。

6. 税務行政の公平化・効率化

全ての納税者に対して確実な所得捕捉を実現する一環として、納税者番号制度を導入すべきである。また、税・年金保険料などの徴収コストを低下させるために、納税者番号と基礎年金番号との一体運用、さらには、国税庁と社会保険庁のより緊密な業務提携のあり方などを検討すべきである。

以上